一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年8月分]

| 行政処分等 の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者 点数 | 営業所 点数 |
|---------------|--|--------------------------------|--------|--------------------------------|----------|---------|---|-----------|-----------|
| 20200826 | 仙台中央タクシー株式 会社 (法人番号 8370001006646) 代表者神田博志 | 宮城県仙台市宮城 野区扇町5丁目5番 20号 | 泉営業所 | 宮城県仙台市泉区西 田中字松下10番1、9番 7 | 文書警告 | 第3項 | 令和2年8月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 1 | 0 |
| 20200828 | | 宮城県仙台市宮城 野区鶴ヶ谷東2丁目 35番1号 | 本社営業所 | 宮城県仙台市宮城野 区鶴ヶ谷東2丁目84番 地1 | 文書警告 | 第3項 | 令和2年8月28日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 1 | 0 |
| 20200831 | 稲荷タクシー有限会社 (法人番号 8370002002339) 代表者桃野博光 | 宮城県仙台市太白 区中田6丁目7番35 号 | 本社営業所 | 宮城県仙台市太白区 中田6丁目630番地2号 | 文書警告 | 第3項 | 令和2年8月31日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 0 | 0 |
| | | 宮城県仙台市太白 区茂庭字人来田西 143番17 | 本社営業所 | 宮城県仙台市太白区 茂庭字人来田西143番 17 | 文書警告 | 第3項 | 令和2年8月31日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督の記録違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 2 | 0 |
| | (法人番号 8370001006712) 代表者北浦歳彦 | 宮城県仙台市宮城 野区中野4丁目2番 地の3 | | 宮城県仙台市宮城野 区中野4丁目2番地の3 | 文書警告 | 第3項 | 令和2年8月31日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 6 | 0 |

[※]事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。